

地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

令和 10 年度末の目標

地域ごとに異なる災害リスクに応じた「攻めの防災」を進め、地震・火災や風水害による被害を軽減し、「災害に強く、逃げないですむまち」の整備を推進

現状と課題

区内には、老朽木造住宅が密集し、狭あいな道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域が存在します。これまで、こうした地域を対象に、密集住宅市街地整備促進事業や区独自の防災まちづくり推進地区の指定などに取り組んできました。引き続き、地域特性に応じて、建築物の耐震化・不燃化、避難や消火・救助活動に必要な道路の整備などの取組を積極的に進めていく必要があります。

令和 4 年 5 月に東京都が 10 年ぶりに更新した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、区内の建物倒壊等の想定棟数は減少した一方、消火困難な火災が 28 件発生し、約 11,000 棟が焼失する想定が示されました。被害を防止するためには、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域における出火防止対策を推進するとともに、初期消火力を強化していく必要があります。

区内の中高層住宅の居住者の割合は 45%（令和 2 年）で、増加傾向にあり、中高層住宅特有の防災課題への対策を進めていく必要があります。

「練馬区総合治水計画」に基づき、公園など公共施設への雨水貯留浸透施設の設置や、民間施設への設置助成などの流域対策の強化に取り組んできました。一方、全国的に記録的な豪雨が毎年のように発生しています。気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる治水対策を進めていく必要があります。

要介護高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築する必要があります。

災害の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民の行動変容につながる周知・啓発に取り組む必要があります。

5年間の取組

1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進【充実】

密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地区において、地域住民への丁寧な周知啓発に取り組み、引き続き、道路拡幅、建築物の不燃化、危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりを推進します。

これまで耐震化を進めてきた特定・一般緊急輸送道路沿道建築物に加え、地域輸送道路^{※1}沿道建築物の耐震化について検討していきます。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる2000年基準^{※2}を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

2 出火防止対策および初期消火力の強化【新規】

地震発生時に延焼の危険性が高い地域の木造戸建て住宅を対象に、感震ブレーカーを無償で貸与します。また、区立施設やコンビニなどの街頭に、消火用スタンドパイプを設置します。令和5年度に購入した防災訓練車を活用し、地域で積極的に初期消火訓練を展開していきます。

3 中高層マンション防災対策の推進【新規】

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。防災会の組織化や防災マニュアルの作成などのマンション防災会の活動支援を行います。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助します。

4 水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の推進）

降雨による浸水被害を防止するため、河川および下水道の早期整備を東京都に要請するとともに、公共・民間施設への雨水貯留浸透施設の設置による流域対策を進めます。

都は、気候変動の影響を踏まえた新たな豪雨対策について検討を進めており、その結果を踏まえて練馬区総合治水計画を見直します。

5 避難行動要支援者対策の推進【新規・充実】

避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画の作成を進めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。また、要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

6 区民の行動変容につながる周知・啓発【充実】

在宅避難への備えなど、具体的な行動につながる契機となるよう、「防災の手引」を全面改訂し、全戸配布します。地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを、水害リスクの高い未作成地区で地域住民と協働で作成します。

※1 地域輸送道路…緊急輸送道路から避難拠点や災害時医療関係施設などを結ぶ道路

※2 2000年基準…建築基準法の改正により平成12年（2000年）6月1日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたもの。平成28年熊本地震では、新耐震基準であっても2000年基準を満たさない木造住宅で被害が発生した。

みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

令和 10 年度末の目標

- 1 質の高い都市空間の創出や交通の円滑化等に資する都市計画道路の整備
- 2 鉄道空白地域を改善し、区を更に発展させる大江戸線延伸の工事着手
- 3 交通の円滑化、市街地の一体化により安全で快適なまちづくりに繋げる西武新宿線の立体化の整備促進
- 4 区民の安全・安心な暮らしや都市活動を支える道路・橋梁の機能保全

現状と課題

都市計画道路は、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。区内の整備率は、約 5 割と 23 区平均の約 66% を下回っており、整備が遅れています。区は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、18.5km を優先整備路線[※]に位置付け、23 区内で最長規模となる約 4.1km（令和 4 年度末）に事業着手しました。引き続き、着実に整備を進めていくことが必要です。

大江戸線の延伸は、鉄道空白地域を改善し、区が更に発展するために欠かせない事業です。様々な機会を通じて都への早期事業化の要請や実務的な協議を行うとともに、延伸地域のまちづくりや新駅周辺での拠点整備の検討を行ってきました。大江戸線延伸推進基金は 50 億円まで積み立てています。都は、令和 5 年 3 月に庁内検討プロジェクトチームを設置し、スピード感をもって検討を進めています。延伸実現に向け、まちづくりを更に推進するとともに、事業全体における経費負担のあり方について検討するなど区の役割を明確化し、早期の工事着手を促進していくことが必要です。

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）には区内 13 か所の踏切があり、交通渋滞や踏切事故の危険性等の解消には連続立体交差化が有効です。区民、区議会、区が一体となり、立体化の実現に取り組んできた結果、都市計画決定されました。今後、早期整備を促進していくことが必要です。

道路等の施設機能を確実に発揮するため、「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕や耐震補強を実施しています。今後、架設から概ね 50 年を超える橋梁が増えることから計画的な更新が必要です。

※優先整備路線・・・都市計画道路のうち、令和 7 年度までに優先的に整備すべき路線

5年間の取組

1 都市計画道路の整備【継続・充実】

事業中路線の着実な整備や未整備路線の早期事業化に向けた取組を推進するとともに、第四次事業化計画に続く都市計画道路の整備方針の検討を進めます。また、都市計画道路等の整備に合わせて無電柱化を推進していきます。

2 大江戸線の延伸【充実】

延伸の早期着工に向け、引き続き都との協議を進めるとともに、公共施設の集約・新設の可能性やバス路線の再編検討など、旅客需要の増加に繋がる沿線のまちづくりを更に推進します。また、大江戸線延伸推進基金の効果的な活用方法を検討し、必要に応じて基金の積み増しも実施します。

3 西武新宿線の連続立体交差化

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業および側道整備事業について、都市計画事業認可を取得し、工事着手に向け、東京都や鉄道事業者、沿線区市と連携して用地取得等に取り組みます。また、連続立体交差事業に合わせて、鉄道と交差する都市計画道路等の整備を進めます。

4 道路・橋梁の機能保全

令和4年度に更新した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減や補修費用の平準化、道路ネットワークの安全性・信頼性の長期的な確保を図るため、橋梁の計画的な更新を実施します。

人々の移動を支える交通体系の構築

令和 10 年度末の目標

- 1 社会経済の変化に対応した持続可能な地域公共交通計画を策定し、利便性を高める新たな交通手段等を導入
- 2 誰もが安心して快適に移動できる環境の整備に向け、鉄道駅や駅周辺の更なるバリアフリー化を促進

現状と課題

区内には、鉄道の駅から遠い地域や、道路整備の遅れ等により路線バスが運行されていない公共交通空白地域^{*}が存在します。都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に基づき交通施策を推進し、みどりバス保谷ルート of 再編などに取り組んでいますが、解消には至っていません。

バス利用者の減少、人件費や燃料費の高騰およびバス運転士の不足により、バス交通のサービス低下が危惧されます。各地で新たなコミュニティ交通の取組が進んでおり、地域特性に合った新たな交通手段の可能性の検討が必要です。また、区内外への相互乗入れが可能なシェアサイクル社会実験を実施しています。民設民営による本格実施への取組が必要です。

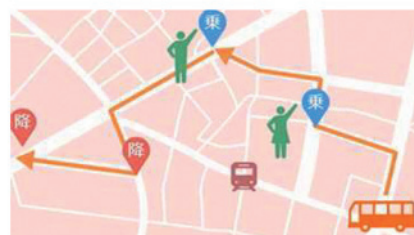
区内全駅には、高齢者・障害者などが円滑に移動できるバリアフリー化された経路が1ルート整備されていますが、1ルートだけでは利便性を欠く駅について、更なるバリアフリー化が必要です。また、駅ホームの安全性向上のため、未整備駅へのホームドア整備が必要です。

駅周辺と公共施設までの経路を「アクセスルート」と定め、点字ブロック等のバリアフリー整備を進めています。今後は、歩道が狭く点字ブロックが設置困難なルートでのバリアフリー整備が必要です。



自動運転バスの運行

AIオンデマンド交通 (スマホや電話で乗車予約→AIによるルート決定)



図表：新たな交通手段の事例（出典：国土交通省）

^{*}公共交通空白地域…駅から 800m 以上かつ 30 分に 1 便以上のバス停から 300m 以上の地域

5年間の取組

1 新たな地域公共交通計画の策定【新規】

鉄道やバスなどの交通環境、交通分野の ICT や新たな交通手段の導入状況、みどりバスの利用実態、シェアサイクルの普及などを踏まえ、2040 年代を見据えた交通体系のあり方を検討します。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、従来策定した都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる新たな地域公共交通計画を策定し、計画の実現に向けた取組を進めます。

2 みどりバスの再編と新たな交通手段の実証実験【新規】

みどりバスのルート再編や、利用者が多い時間帯の増便などに取り組みます。また、公共交通空白地域の改善に向け、デマンド交通等の新たな交通手段の実証実験などに取り組みます。

3 鉄道駅や駅周辺のバリアフリー化【充実】

鉄道駅における 2 ルート目のバリアフリー化に向け、光が丘駅では令和 6 年度の完成を目指してエレベーター設置工事を着実に進め、小竹向原駅では早期着手に向けて取り組むよう鉄道事業者へ働きかけていきます。区内各駅におけるホームドアの早期整備に向け、費用の一部を補助するなど、鉄道事業者と連携していきます。

まちづくりの進捗に合わせたアクセスルートの指定・整備を進めるほか、歩道のない道路における視覚障害者等の新たな誘導方法を検討し、試行整備するなど、駅周辺のバリアフリー化に取り組みます。

快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進

令和 10 年度末の目標

- 1 大江戸線延伸の早期実現に向けて新駅予定地周辺などのまちづくりを推進
- 2 連続立体交差事業や都市計画道路の整備などに合わせて、多くの人々でにぎわう駅前空間や、みどり豊かで快適な都市空間を創出
- 3 住宅の適正管理と有効活用を促進し、安全で快適な住環境を実現

現状と課題

大江戸線延伸地域では、導入空間となる補助 230 号線の沿道すべての地区で地区計画を決定しました。延伸実現に向け、新駅予定地周辺において、鉄道旅客需要の増加につながる、多くの人々が集まる拠点機能を備えたまちづくりを更に推進する必要があります。

西武新宿線沿線地域では、連続立体交差事業等の進捗に合わせてまちづくりを進めてきました。上石神井駅周辺地区では、地区計画の都市計画決定に向けた手続きを進めています。引き続き、各駅周辺の地域特性を活かしたまちづくりを推進する必要があります。

現在事業中の放射 35 号線・36 号線、外環の 2、補助 156 号線などの道路整備に合わせて沿道にふさわしい土地利用等に向けた検討を進めています。引き続き、道路整備の進捗を見据えながら、地域特性を活かしたまちづくりを推進する必要があります。

石神井公園駅周辺では、令和 4 年 10 月に再開発組合が設立され、駅南口西地区の市街地再開発事業に着手しました。再開発事業に合わせて、安全で魅力あるまちづくりを推進しています。引き続き、にぎわいの創出・利便性の向上、防災力の強化を図るため、地域の拠点となる駅周辺のまちづくりを進めていく必要があります。

建物の老朽化や所有者の高齢化による管理の担い手不足等のために、今後、管理不全な分譲マンションの急増や、近隣に悪影響を及ぼす戸建て住宅の空き家等の増加が見込まれます。現状を把握し、管理不全に陥らないよう、適正管理の促進に向けた対応が急務です。

5年間の取組

1 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり【充実】

(仮称)大泉学園町駅予定地周辺では、市街地再開発事業や駅前広場の整備計画および公共施設の集約・新設等の検討を進めます。(仮称)大泉町駅予定地周辺では、駅前広場や地域特性を活かした拠点整備を検討します。

補助 230 号線・233 号線沿道では、地区計画を活用し、地域にふさわしいまちづくりを進めます。

2 西武新宿線沿線のまちづくり【充実】

西武新宿線の連続立体交差化、交差する都市計画道路の整備を推進します。上石神井駅・武蔵関駅周辺では交通広場の整備を進めるとともに、建築物の共同化を促進し、地区計画を活用したまちづくりに取り組みます。上石神井駅に隣接する車両留置施設については、再編後の跡地活用を鉄道事業者と協議します。上井草駅周辺では、近接区と連携したまちづくりを進めます。

3 都市計画道路沿道のまちづくり【充実】

放射 36 号線、外環の 2、補助 156 号線沿道地区では、都市計画道路の整備に合わせて、地区計画を活用し、沿道の利便性と周辺環境が調和したまちづくりを進めます。今後、整備が計画されている都市計画道路沿道についても、周辺のまちづくりを検討します。

4 地域の拠点となる駅周辺のまちづくり【充実】

石神井公園駅周辺では、現在進めている再開発事業の円滑な実施を支援するとともに、南口商店街では地域の皆様と街並み整備を進めます。

中村橋駅周辺では、美術館再整備に合わせた街並み整備を進めます。富士見台駅および桜台駅周辺では、災害に強いまちづくりを推進します。

5 住宅の適正管理と活用の促進【新規】

区内の分譲マンションの管理状況に関する実態調査を実施し、その結果を踏まえ、マンション管理適正化推進計画を策定するとともに、管理組合への助言・指導を行います。

空き家の老朽度等の実態調査を実施し、空家特措法や民法等の改正を踏まえ、空き家等対策計画を改定します。管理が不全状態の空き家に対する指導を強化し、周囲に著しい悪影響を及ぼす状態とならないよう適正管理と有効活用を促します。

練馬のみどりを未来へつなぐ

令和 10 年度末の目標

練馬のみどりに満足している区民の割合80%を目指し、みどりのネットワークの形成と区民とともにみどりを守り育てる取組を推進

現状と課題

練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、屋敷林や農地、公園などの豊かなみどりに恵まれているところです。公園や街路樹の整備、樹林地の保全を進めてきた結果、公共のみどりは増加しています。一方、区のみどりの約4分の3を占める民有地のみどりは、税負担や相続などにより一貫して減少を続けています。

公共のみどりについては、引き続き、みどりのネットワークの拠点となる公園の整備やみどり豊かな軸となる幹線道路の整備、重要な樹林地の確保を進めていく必要があります。また、約半数の公園が開園から30年以上経過していることから、計画的な改修を行う必要があります。民有地のみどりについては、樹林地や大木の所有者の維持管理に係る負担軽減や、地域全体で支える仕組みの強化が求められています。

公共施設の整備や民間の開発事業の際には、一定面積の緑化を義務付け、みどりの創出を図ってきました。一方、屋上への緑化など区民の目に触れにくいケースや、維持管理が十分にできていないケースなどが見受けられます。区民が見ることのできる沿道緑化を推進し、みどり豊かな街並みを形成するため、制度を見直し、支援のあり方を検討する必要があります。

公園や花壇、憩いの森の区民管理、ボランティアによる落ち葉清掃など、みどりの活動に関わる区民は増えています。「みどりのムーブメント」につなげていくためには、さらに多くの区民が関わり、地域に根差した活動へと発展させる必要があります。

5年間の取組

1 みどりの拠点となる大規模な公園づくり【充実】

拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園は、事業区域を分けて段階的な整備の検討を進め、第一期事業認可の取得を目指します。大泉井頭公園では基本計画策定に向けた検討を進めます。

2 既存公園の改修・公園トイレのリニューアル【新規】

各公園の持つ機能や特徴等を踏まえて公園等改修計画を策定し、計画的な改修を進めます。また、公園のトイレが清潔・快適であることは、公園のみならず練馬区のイメージアップにつながることから、リニューアルに取り組みます。

3 重要な樹林地などの保全【充実】

みどりの軸沿いの樹林地や良好な屋敷林など希少な樹林地は、都市計画緑地の指定を進めます。また、保護樹木などの所有者の負担軽減と適切な剪定を促進するため、補助を拡充します。

4 地域ぐるみでの沿道緑化の推進【充実】

道路から見えるみどりを増やすため、沿道緑化を誘導する緑化基準へと見直します。また、みどりの協定制度の見直しなどを行い、緑化から管理までサポートする仕組みを検討します。

5 みどりを育むムーブメントの輪を広げる【充実】

区民が気軽に参加できる活動として、引き続きボランティアによる落ち葉清掃を行います。ボランティアの中から、活動を支えるサポーターを育成します。

公園や憩いの森の区民管理の拡充に向け、地域の団体へ働きかけます。また、区民管理している憩いの森が、地域住民から親しまれる森となるよう、地域住民との交流を促進します。

みどりを守り育てる区民活動や区の取組などを総合的に紹介する「(仮称)ねりまみどりフェスタ」などを開催し、練馬のみどりの魅力を伝える情報発信を強化します。



脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

令和 10 年度末の目標

住宅等の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入の促進、脱炭素型ライフスタイルや 3 R の推進により、区民・事業者と協働して家庭部門の CO₂ 排出削減の取組を加速

現状と課題

記録的な集中豪雨による自然災害の頻発、台風の大型化による風水害の激甚化など、気候変動の影響は、身近な生活領域を脅かすものとなっています。

区民の生命・財産を将来にわたって守るとともに、社会経済活動の持続可能な発展を支えていくため、脱炭素社会を目指して温室効果ガス削減に取り組むことが必要です。

練馬区では、CO₂ 排出量の 5 割以上が家庭部門に由来し、全国と比べて高い割合になっているため、住宅部門を中心とした取組が必要です。「練馬区環境基本計画 2023」に掲げた「2030 年度までに、区内 CO₂ 排出量を 2013 年度比 46% 削減」する目標達成に向け、住宅等の消費エネルギー削減や環境に配慮したライフスタイルを推進する取組の更なる充実が必要です。また、区立施設等の省エネ化・再エネ導入など、区の率先した取組の強化も求められています。

大量生産・大量消費による社会経済活動は、大量廃棄、CO₂ の排出などにつながり、環境への影響が懸念されています。引き続き、区民・事業者と協力して、ごみの発生抑制・適正排出に取り組んでいく必要があります。

海洋プラスチック問題やプラスチックの製造・処分に起因する CO₂ の排出、諸外国における廃棄物輸入の規制強化などを背景に、国内でのプラスチックの資源循環を一層促進することが求められています。令和 4 年 4 月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、全てのプラスチックがリサイクルの対象となりました。プラスチックの削減に向けた普及啓発を図るとともに、区がすでに行っている容器包装プラスチックも含めた全てのプラスチックの回収・資源化に取り組む必要があります。

5年間の取組

1 住宅等の消費エネルギー削減【充実】

新築住宅は、建築物省エネ法による省エネ基準への適合義務や東京都環境確保条例による太陽光発電設備の設置義務等により、環境性能向上が見込まれるため、国や都と連携し、周知啓発を行います。既存住宅に対しては、補助制度を充実するなど、省エネ化と再エネ導入の促進に重点的に取り組みます。

2 環境に配慮したライフスタイルの推進【新規・充実】

事業者や環境団体等が実施する環境学習プログラムを積極的に活用して、環境について学び・体験する機会の拡充を図ります。

リサイクルセンターは、総合的な環境学習拠点を目指し、展示やイベントなどを通じて、脱炭素の必要性や対策等に係る情報を発信し、区民・事業者の自主的な行動の支援に取り組みます。

CO₂吸収量の分かる樹木プレートを活用した環境学習、エコライフチェックのデジタル化、ねりま環境まなびフェスタの本格実施など、子ども向けの環境学習を充実します。

3 区の率先行動【新規・充実】

区立施設等の新築・改築時は、建物の用途や特性等を踏まえて、原則として一次エネルギー消費量の30～50%以上の削減を目指します。また、照明のLED化、高効率設備の導入等による省エネ化、太陽光発電設備等の再エネ導入を推進するとともに、低炭素電力や再エネ電力の導入割合を高めます。

第三者所有による太陽光発電設備導入(PPA^{※1})はモデル事業を検証した後、本格導入を目指します。公用車は電動車^{※2}への置き換えを進めます。

4 ごみの減量・資源化の推進【新規・充実】

「練馬区資源・ごみ分別アプリ」等によるプッシュ型広報やAIチャットボットの導入など、デジタルツールを活用した普及啓発に取り組み、ごみの発生抑制・適正排出を推進します。

資源の有効利用とCO₂排出量の削減のため、使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトル to ボトル」の取組を、事業者と連携して進めます。

プラスチックに係る環境負荷やプラスチックの資源循環に向けた先進的な取組事例などを講座やイベント等で周知し、区民と協働してプラスチックの削減に取り組みます。

容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの回収・資源化を実施します。

※1 PPA…発電事業者が電気利用者の建物や敷地などに無償で太陽光発電設備を設置し、電気利用者は発電された電気を使い、電気料金を発電事業者に支払う電力契約のこと。

※2 電動車…電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、ハイブリッド自動車(HV)